

令和8年度こども政策推進事業費補助金（地域こども政策推進事業）実施要領

1 趣旨

こども・子育て支援については、地方公共団体間の財政力の相違により、支援の内容や規模に差が生じており、単に居住地等が要因となり、合理的な理由なく、子育て家庭や児童福祉関係の従事者等が受けられる支援の差異が大きくなっている。こうした課題への対応では、都道府県の広域調整機能や連携中枢都市圏の取組を活用して、地域における施策の優先順位を検討した上で、一定の平準化を図ることが効率的・効果的である。

本事業は、都道府県、「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成26年8月25日付総行市第200号）の第3に規定する連携中枢都市及び「定住自立圏構想推進要綱」（平成20年12月26日付総行市第39号）の第3に規定する中心市（以下「都道府県等」という。）が行う域内の財政力が低い市町村（一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）のこども・子育て施策を計画的・継続的な実施が図られるよう支援等することを目的とする。

2 事業構成及び事業内容

都道府県等は、地方公共団体間の財政力の相違により、支援の内容や規模に大きな差が生じている域内の市町村を支援するための取組等として、別記に掲げる取組を行うものとする。

また、都道府県、連携中枢都市圏や定住自立圏におけるこども・子育て施策全体の中において、その事業がどういった位置付けにあるかを明らかにし、効果検証のためのKPI（重要業績評価指標）を設定することが求められる。

3 実施主体

（1）実施主体は、都道府県等とし、その責任の下に本事業を実施するものとする。

（2）都道府県等は、地域の実情・課題に応じ、当該都道府県等が適切と認める法人又は法人以外の団体に事業の実施を委託することができる。この場合において、委託を行う都道府県等は、当該都道府県等の委託に関する規則等に則り、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。

また、事業の実施主体はあくまでも都道府県等であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

（3）都道府県等は、委託契約を締結するに当たっては、当該都道府県等の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これにより難しい場合であっても、各都道府県等の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。

4 実施方法

（1）本事業は、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

（2）地域こども政策推進プラン

ア 本事業の実施に先立ち、都道府県等は、地域こども政策推進プランを策定するものとする。

地域こども政策推進プランには、「令和8年度こども政策推進事業費補助金（地域こども政策推進事業）交付要綱」（令和8年7月27日付こ総政第261号こども家庭庁長官通知。以下「交付要綱」という。）別紙様式第1により、（ア）事業名、（イ）国庫補助所要額、（ウ）5か年の対象経費支出予定額（エ）事業実施予定期間、（オ）都道府県、連携中枢都市圏や定住自立圏におけるこども・子育て施策の優先課題及び既に取り組んでいる取組、（カ）近隣都道府県等との財政力の違いによる取組の違い、（キ）優先課題への対応及び差異の解消・緩和のための域内市町村支援に係る複数年の事業内容、（ク）事業の効果、（ケ）事業のスケジュール、（コ）重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果指標、（サ）その他必要事項を記載すること。

注）（コ）「重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、当該個別事業のKPI及び定量的成果目標を設定し、達成予定時期を含め記載し、効果検証を実施し、その結果を報告すること。また、過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

イ 都道府県等は、域内市町村と必要な調整を行った上で、自ら策定した地域こども政策推進プランをこども家庭庁に提出し、地域こども政策推進プランの内容及び事業実施についてこども家庭庁と協議すること。また、協議を経た地域こども政策推進プランを、交付決定後、速やかに公表すること。

ウ 国と地方との相互理解のもと、効果的な事業の実施を図る観点から、地域こども政策推進計画の策定にあたっては、関係する域内市町村の首長等の幹部との意見交換の場を設けること。

エ こども家庭庁は、都道府県等の策定した地域こども政策推進プランの採択に当たり、あらかじめ当該個別事業について、地域こども政策推進プランが地域の実情・課題に対応して高い効果が見込まれるものとなっているか等に関し、十分に精査する。

オ 都道府県等は、必要がある場合には、こども家庭庁と協議の上、地域こども政策推進プランを変更することができる。この場合、変更後の地域こども政策推進プランを、交付決定後、速やかに公表すること。

カ 本事業の実施に当たり、都道府県等は、域内の財政力が低い市町村のこども・子育て施策を計画的・継続的に補助することを目的として、効果的・効率的にこれを行うものとする。

5 事業実施期間

本事業は、交付決定年度末までに事業を完了することとする。

ただし、本事業の翌年度への繰越が認められた場合は、翌年度末までに完了することとする。

6 事業実施に当たっての留意点

（1）本事業の地域こども政策推進プランの策定に当たっては、交付決定年度終了時点に、各都道府県等において効果検証を行うことを見据え、本事業終了後も引き続き実施できるよう、他のこども・子育て施策に関する制度や予算の活用等も視野に入れ、長期的展望に立った検討を行うこと。

（2）民間で類似の事業を行っている場合には、当該事業との連携を図るなど、民業圧迫とならないように留意すること。

（3）本事業の対象経費について、次に掲げる経費は対象としないこと。

ただし、優先課題に対する政策効果が認められるとこども家庭庁長官が認める場合には対象とする。

ア 職員の人件費（事業に伴う会計年度任用職員及び臨時的任用職員の人件費を除く。）

イ 都道府県及び市町村の既存施策の予算の付け替えとなる経費

ウ 施設整備、施設改修及びシステム改修に要する経費

エ 施設及びシステムの維持費に要する経費

オ 個人への金銭給付などによる個人の負担を直接的に軽減する事業に要する経費

カ 他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業に要する経費

7 事業の検査等

（１）こども家庭庁長官は、事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県等に報告を求め、又はこども家庭庁職員に事業現場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（２）こども家庭庁長官は、（１）の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県等に対して、事業の中止、変更又は適合させるための措置を行うことを命ずることができる。

8 事業の事後評価

本事業の事後評価については、別に定める様式により、事業の実施主体である都道府県等が作成する。

なお、都道府県等の長からこども家庭庁長官への報告期限については、別に定める。

9 事業の中止

本事業が下記のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

（１）7（２）の規定により事業の中止を命ぜられた場合

（２）事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合

（３）事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合

（４）その他適切と認められない場合

別記 地域こども政策推進事業

第1 事業構成

地域こども政策推進事業の構成は、次のとおりとする。

- 1 地域こども政策推進計画の策定
- 2 地域こども政策推進事業の実施

第2 事業内容

1 地域こども政策推進プランの策定

都道府県等は、地域こども政策推進プランを策定するための取組として、次に掲げるものを行い、域内の市町村と調整しつつ、必要に応じて、広域調整、支援及び取りまとめを行うものとする。

- (1) 都道府県、連携中枢都市圏や定住自立圏におけるこども・子育て施策の優先課題の把握
- (2) 当該課題に係る近隣都道府県等との財政力の違いを主とする取組の違いを把握
- (3) 優先課題への対応または差異の解消・緩和のための域内市町村支援等に係る複数年の地域こども政策推進プランの策定

2 地域こども政策推進事業の実施

都道府県等は、策定された地域こども政策推進プランに基づき、中長期的に計画的・継続的に取り組むことを前提として、域内市町村を支援する地域こども政策推進事業を実施する。

また、地域こども政策推進事業としては、主に次に掲げる事業（既に各自治体の予算として措置されている分を除く。）が考えられる。

- (1) 既存の地方単独事業に拡充して実施する事業
- (2) 令和8年度より新規で実施する地方単独事業
- (3) 国の既存事業の上乗せとして実施する事業